

研究報告

子どもの権利を生かす自治体とアジア諸国の 教育政策・子ども施策の実践的な比較研究

松倉聡史^{1)*}、黄 京性¹⁾、山野良一²⁾、加藤 隆³⁾、塚本智宏⁴⁾

¹⁾ 名寄市立大学保健福祉学部社会福祉学科、²⁾ 名寄市立大学保健福祉学部社会保育学科

³⁾ 名寄市立大学保健福祉学部教養教育部、⁴⁾ 東海大学札幌教養教育センター

キーワード：18歳選挙権、主権者教育、子どもにやさしいまちづくり、子ども条例、子どもの貧困

1. はじめに

「子どもの権利に関する条約」(以下、「子どもの権利条約」という)が1989年11月20日、国際連合総会において全会一致で採択され、日本では1994年に条約を批准(158番目の締約国)したが、「子どもの権利」に関する理解や子どもの意見表明権・参加権の行使には多くの障壁があるといわれている。「子どもの権利条約総合研究所」は、この条約のもつ世界の子どもたちの権利章典であるという意義と子どもたちのグローバルスタンダードとしての取り組みを推進するために、総合的で実践的な研究をすすめることを目的として、研究者・専門家、教職員・施設職員、自治体職員などが参加するなかで、2002年3月に設立された。研究所は、国内ではNPO法人、国際的には国連NGOに登録されている。この「子どもの権利条約総合研究所」の地域的な取り組みの展開として、2015年6月27日に「子どもの権利条約総合研究所北海道事務所」が旭川大学で設立されたが、2016年度に改めて名寄市立大学に移転することとなった。「子どもの権利条約総合研究所北海道事務所長を本学の松倉聡史が、副事務所長を塚本智宏東海大学札幌教養教育センター教授が務め、事務局長を本学の濱田香澄助教が担当することとなった。今年度はコミュニティケア教育研究センターの課題研究として「子どもの権利を生かす自治体とアジア諸国の教育政策・子ども施策の実践的な比較研究」を

申請し、本学の子どもの研究・教育分野の教員を中心にいくつかの企画、研究を実施した。①2016年6月25日(土)には「18歳選挙権の行使と課題—主権者教育のあり方と政治的中立性—」のテーマで旭川市において、高校生参加のシンポジウムを企画した。②2016年10月8日(土)～9日(日)に開催された「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2016宝塚に参加した。また、③2017年3月4日(土)には「子どもの権利研究会」を札幌の北海学園大学豊平キャンパスで開催し、第1部では札幌市前市長である上田文雄弁護士と子どもの権利条約総合研究所代表である荒牧重人山梨学院大学教授との「子ども条例と子ども支援をめぐって」の対談を行った。



写真1 2017年3月4日「子どもの権利研究会」での対談

第2部では本学の山野良一社会保育学科教授に「子どもの貧困」の基調講演を、「児童館を活用した子ども食堂の取り組み」の実践報告を清水冬樹旭川大学短期大学部准教授が行った。また、④2017年3月19日～22日には韓国ソウル、光州広域市の「生徒児童人権条例」の制定の意味と革新学校の成果と課題といったことを松倉と黄社会福祉学科教授と視察訪問し、日韓の教育施策の比較研究を行うこととなった。

*責任著者 E-mail : matukura@nayoro.ac.jp

2. 「18歳選挙権の行使と課題—主権者教育のあり方と政治的中立性—」のシンポジウムを開催して

7月10日に実施された参議院総選挙において、北海道内においても18、19歳の約9万700人が新有権者となり、初めての投票となることでこのシンポジウムは多いに注目を集め、北海道新聞、朝日新聞、毎日新聞の取材があり、記事となった。このシンポジウムの目玉は、北の高校生会議代表の長谷川姫花さん(旭川龍谷高校2年)、運営委員岡田陸太郎君(旭川東高校2年)、旭川南高校生徒会執行部副会長多田果穂さん(3年)、書記長坂田鈴実さん(3年)、士別翔雲高校新聞局大橋真尋さん(3年)、八木沼梨乃さん(3年)といった高校生が18歳選挙権における関心や政治活動への参加の問題、選挙権特集の新聞づくり、また生徒会活動が行った職員会議や校長に対する要望書といった内容の報告、高校生・大学生・会場参加者によるグループディスカッションやシンポジウムといった意見交流があった。以下、「18歳選挙権の行使と課題—子どもの市民的自由と主権者教育—」と題する基調報告の内容をまとめることにしたい。

18歳選挙権ということでは

選挙年齢が引き下げられたのかということでは国際的な要因を挙げることができよう。選挙権年齢のデータのある192カ国では18歳以下に選挙権が与えられている国は170カ国にも及んでいる(アメリカ合衆国、イギリス、イタリア、オランダ、カナダ、イスラエル、イラク、ロシア、フランス、中華人民共和国など)。実に92%が18歳までに選挙権を与えていて、日本もその水準に達することになるが、諸外国ではさらに先を行く議論も行われている。ヨーロッパを中心に選挙権を18歳から、さらに引き下げる方向で議論が進んでいる。オーストリアはすでに16歳からである。国民投票法(「日本国憲法の改正手続きに関する法律」)では憲法改正に18歳以上に選挙権が認められているのに国政や自治体の選挙に認められないのはおかしいとの議論もある。しかしながら、18歳選挙権に対する疑問の意見も少なからずある。それは「若者の幼稚性に問題がある」との率直な意見もあり、「モラトリアム人間」など、精神年齢の低下が叫ばれているなかで、権

第3種郵便物認可
北海道新聞

意識高める 政治教育を

旭川で高校生らシンポ



3年生19人にアンケート
関心が低いのが心配



北の高校生会議代表 長谷川姫花さん(旭川龍谷高校2年)、運営委員 岡田陸太郎さん(旭川東高校2年)、旭川南高校生徒会執行部副会長 多田果穂さん(3年)、書記長 坂田鈴実さん(3年)、士別翔雲高校新聞局 大橋真尋さん(3年)、八木沼梨乃さん(3年)といった高校生が18歳選挙権における関心や政治活動への参加の問題、選挙権特集の新聞づくり、また生徒会活動が行った職員会議や校長に対する要望書といった内容の報告、高校生・大学生・会場参加者によるグループディスカッションやシンポジウムといった意見交流があった。

選挙権特集の新聞づくり

生徒の声を調査分析

取材の中で海外は選挙権年齢が18歳以上の国が多いことや、日本の20代の投票率が60代のおよそ半に落ちていることが知り、1月の新聞に掲載。全校生徒へのアンケートでは政治に関心のない生徒も多く、種々専門家の意見を聞いて認められた。学校は生徒にとって「一つの国」のようなもの、国が決めたことばかりではいけないと思っていたが、私たちが決定を動かすことができた。今後、政治や選挙についても議論を生かしていきたい。

球技大会の日程 要望書提出 学校の決定動かさせた

旭川南高校生徒会執行部 副会長 多田果穂さん(3年)、書記長 坂田鈴実さん(3年)、冬球技・体育大会 実行委員長 大橋真尋さん(3年)が、2015年度球技大会の日程について、1日7時間の日程、4時間への短縮が前年3月



八木沼 大橋 松本

写真2 2016.6.25開催 北海道新聞記事

利の低年齢化が進んでいいのかという懸念の声もある。また、20歳を18歳に2歳若返らせたからといって、投票や選挙の結果が変わらないという理由で、無意味という声もある。法的な整合性といった視点からは、民法の成人年齢は20歳のままでもあり、18歳=成人という声には反対も多い（少年法の分野では、少年の保護・教育といった視点からも、18歳=成人とすることによる法的課題が指摘されている）。2016年5月5日の北海道新聞朝刊によると高校生の投票動向として①行く、61%、②行かない、9%、③今はよくわからない、30%となっている。大学生の投票動向については①行く、48%、②行かない、19%、③今はよくわからない、33%となっている。年齢の高い大学生の方が「行く」が少なく、「行かない」が多くなっている。これは18歳選挙権ということでは、高校生の投票行動が注目を集め、高校においても投票行動を促す教育が徹底しやすいということがあられるのでは推測される。「行かない理由」についても注目される場所だが、①面倒だから、34%、②投票したい政党、候補がないから、22%、③投票をする必要を感じないから、21%、④政治に関わりたくないから、2%、⑤その他、20%、⑥無回答1%となっている。

それでは公職選挙法の改正によって、18歳選挙権に関してどのような変化がみられたのか。まず、7月10日投開票の参議院選が22日に公示されて以降、18~19歳の有権者である約240万人が新たに投票できるようになったことがあげられる。18歳以上が対象となるのは、衆議院選と参議院選、地方自治体の首長と議会の選挙などだ。最高裁判所・裁判官の国民審査や、地方自治体の首長解職や議会解散の請求（リコール）などを受けて行われる住民投票の投票資格も18歳以上になった。しかし、公職選挙法の改正の問題点として、18~19歳の選挙運動も解禁となるが選挙違反で成人に科す処罰との不均衡を解消するため、未成年者が連座制の適用となる悪質な事案に関与した場合は、成人と同様に処罰することなどを柱とし、原則として検察官送致（逆送）となる規定を盛り込んでいることが注目される。また、同じクラスでも満18歳となった生徒は選挙運動ができるのに、17歳である生徒と一緒に選挙運動ができない。授業中における政策の議論の過程で18歳未満の者が満18歳以上の者に対して、自分が支持または評価している特定の政党や候補者に投票することを呼びかけたり、支持するよう理解を求めたりする場合は選挙運動と認められる可能性がある。（公職選挙法137条の2第1項）。このように同じ高校3年生のクラスでも、17歳と18歳が混在する場合には、選挙活動の対象や選挙違反の処罰の対象が異なることが生じ、高校教師も指導が困難にならざるを得ない。

選挙への投票行動をさらに難しくしているのは、今回の参議院選挙がいったい何が争点であるのかが、若者には明確に見えてこなかった点ではないだろうか。参議院選挙の争点が与党と野党の主張では、明らかに異なっている。重要な論点として、憲法改正は争点ではないのかが議論された。憲法改正を争点にすれば与党への投票が減ることを恐れて、あえて争点を隠しているのではないかと指摘があった。野党からは「安倍総理大臣はことし1月に、改憲勢力で3分の2の議席を目指すと言った。争点隠しである。憲法改正は争点ではないと言っても、参議院で3分の2の議席を取れば、安倍総理大臣は必ずやる」と言っており、争点隠しを主張していた。自民党の主張によれば、「経済問題こそが争点であり、アベノミクスをやめるか継続するかの問題である。憲法改正を争点としないとは言っていない。結党以来、憲法改正を掲げてきた」とし、民進党は、「安倍総理大臣の最大のねらいは憲法の改正だ。海外での紛争に武力介入しないという決意の憲法の平和主義を、安倍総理大臣は簡単に変えてしまった。憲法の平和主義をこれからも大事にして歩んでいくのか、それとも海外で武力行使ができる国に変えてしまうのか。戦後、日本が歩んできたなかで、最も大きな分かれ道であり、ここで道を誤ってはならない」とし、争点の議論は噛み合っていない。

共産党も「『戦争法』を強行し、改憲をねらう安倍政権の暴走に対し、野党と市民の共同でストップをかける歴史的な選挙だ。争点はアベノミクス一本ではなく、問われるべきは経済政策はもとより、民意に背く『安倍暴走』の全体だ」と主張した。このような争点の絞り切れない議論は、若者の投票行動を直接、駆り立てるものにはならず、行かない理由に列挙される動機を促すものとなってしまったのではないだろうか。

このような政治的な無関心を引き起こす高校生や大学生を多く生みだすきっかけとなったのはどこに原因があるのだろうか。私は「高等学校における政治的教養と政治活動について」の文部省通知(昭和44[1969]年10月31日)にあり、「生徒は未成年者であり、・・・参政権が与えられていないことなどからも明らかであるように、国家・社会としては未成年者が政治活動を・・・むしろ行わないよう要請しているといえる。・・・生徒が政治活動を行うことは、学校が将来国家・社会の有為な形成者として必要な資質を養うために行っている政治的教養の教育の目的の実現を阻害するおそれがあり、教育上望ましくない」とする内容が大きな影響力を持っていたと考える。それが18歳選挙権の行使を可能にするために、「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」の文科省通知(平成27[2015]年10月29日)によれば、「公職選挙法等の一部を改正する法律により選挙権年齢の引下げが行われたことなどを契機に、習得した知識を活用し、主体的な選択・判断を行い、他者と協働しながら様々な課題を解決していくという国家・社会の形成者としての資質や能力を育むことが、より一層求められます。このため、議会制民主主義など民主主義の意義、政策形成の仕組みや選挙の仕組みなどの政治や選挙の理解に加えて現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が国民投票の投票権や選挙権を有する者として自らの判断で権利を行使することができるよう、具体的かつ実践的な指導を行うことが重要です。・・・昭和44年10月31日付け文初高第483号「高等学校における政治的教養と政治的活動について」は廃止します」と大きな方向転換をすることとなった。

高校生(もしくは「中学生」も含む)の政治活動を規制する契機となったと思われる麴町中学校内申書事件を検討する。事実の概要は原告が、千代田区立麴町中学校在学中に学生運動に傾倒し、「麴町中全共闘」を名乗り、機関紙「砦」を発行するなどの活動を行っていた。担任教諭は内申書の「基本的な生活習慣」「公共心」「自省心」の欄にC評価(三段階の最下位)を付けるとともに、備考欄に「文化祭粉砕を叫んで他校生徒と共に校内に乱入し、ビラまきを行った。大学生ML派の集会に参加している」等の原告の学生運動に関する経歴を記述した。高校受験に際し、原告は受験した全ての高等学校に不合格になったが、それは内申書に不適切な記述をされたからだとして、国家賠償法に基づき、東京都及び千代田区に損害賠償を求めた事件である。第1審判決(東京地裁昭和54・3・28)「公立中学校においても、生徒の思想、信条の自由は最大限に保障されるべきものであって、生徒の思想、信条のいかんによって分類評定することは違法なもの」とし、「中学生として真摯な政治的思想、信条に基づく言論、表現の自由に係る行為であり、本件学校側の教育の場としての使命を保持するための利益を侵害したもとはいえない」とした。そして、「本件備考欄記載事項の記載は、原告が本件各高等学校に進学し教育を受ける権利すなわち学習権を侵害したものである」と結論づけた。しかしながら、麴町中学校内申書最高裁判決(昭和63・7・15)は「仮に、義務教育課程にある中学生について一般人と同様の表現の自由があるとしても」上告人の性格、行動を把握しうる客観的事実を「本件調査書に記載し、入学者選抜の資料に供したからといって、上告人の表現の自由を侵し又は違法に制約するものとするとはできない」として、本件記載事項は「いずれも調査書に記載して入学者の選抜の資料として適法に記載しうるものである」とした。「仮に・・・中学生について一般人と同様の表現の自由があるとしても」という文言には、表現の自由という憲法上の人権を消極的に解する見解とみることができるであろう。

これに対して、アメリカにおける、ティンカー事件連邦最高裁判決(393 U. S. 503 [1969])は、アイオワ州のデ・モワネス地域の大人と生徒らのグループによって組織された計画の一環として、二人の高等学校の生徒と一人の中学校の生徒がベトナム戦争介入の反対と休戦の支持を表明するために、黒い腕章を着用して登校した事案に対して、「修正第1条の表現の自由の権利は、学校という特殊な環境という性質を考慮しても、教師や生徒に保障されなければならない」とし、「生徒あるいは教師は、学校の校門のところで、言論や表現の自由の憲法的権利を放棄するなど主張することは到底できない」と結論づけた。アメリカの

学校社会ほど、憲法上の自由が保障されるべきところはないとしたうえで、教室は「思想の市場」であるとする表現の自由を認めた判決は、日本の麹町中学校内申書最高裁判決とは対照的である。また、「高等学校における政治的教養と政治活動について」の文部省通知（昭和44〔1969〕年10月31日）が発令された同時期にティンカー事件連邦最高裁判決が下されたのも興味深い。

18歳選挙権の行使に関連して、主権者教育の重要性がクローズアップされている。例えば、安倍首相さえも主権者教育の重要性を指摘している。文部科学省も主権者教育を強調し、その8割以上が国公立高校で副教材（「私たちが拓く日本の未来」）を積極的に活用している状況をまとめている。その具体的な指導内容については昨年度と同様、「公職選挙法や選挙の具体的な仕組みについて指導」が最多で、「現実的な政治的事象についての話し合い活動」より「模擬選挙などの実践的な学習活動」が多い傾向にあったとしている。

しかしながら、「単なる選挙のしくみや方法を教えることにとどまっていたり」、「投票所へ向かわせることが目的になっていたり」、「模擬選挙が投票ごっこになっていて、現実的な争点や生の政治体験や社会問題を真剣に考える力を養うことになっているのか」、「模擬選挙結果が大人の投票動向と大差ないということに安心していいのか」といった疑問の声が上がっている。

しかし、本来の主権者教育という考え方は教育の本質にかかわるのであり、憲法が国民に保障する「教育を受ける権利」はわが国の平和で民主的な国の将来の主権者を育成するという方向の内容の教育、つまり主権者教育を受ける権利であるとする学説に基づいている（永井憲一・星野安三郎）。それは、国民主権のもとにおいて、教育による次世代の主権者を育成するということを重要な目的としているのである。「平和で民主的で文化的な、基本的人権が尊重される国家」の維持と発展のために国民にとって必要な教育内容を要求する権利をもつと位置づけられている。

主権者教育権説に対しては、教育の本質を「子どもは未来における可能性を持つ存在であることを本質として、将来においてその人間性を十分に開花させるべく自ら学習し、成長・発達するという生来的権利を持っている」とする学習権説（兼子仁・堀尾輝久）との対立がある。しかしながら、私見としては学習権説と主権者教育権説とは択一的ではなく、子どもの発達段階に応じて併存的に保障されるべきものである。主権者教育権説には政治的な要素が強いという批判がなされるが、戦前・戦後の歴史的状況をふまえて、わが国の憲法的価値観である国民主権を基礎にすえ、基本的人権や憲法9条の平和主義を世代的に伝えていくということでは重大な視点を持っている。また、教育基本法14条の「良識ある公民的教養としての政治的教養」も単なる政治的な常識としてではなく、主権者として健全な批判的能力を備えること」ととらえ、受験教育による選別の教育が軽視または意識的に避けてきたことを問題としていることの意義が大きいといえる。

3. 子どもの権利研究会 「子どもの貧困と子ども支援」を開催して

「子どもの貧困を考える」と題する、本学の山野良一社会保育学科教授の基調報告の概論を紹介したい。近年、「子どもの貧困」が問題となっているが、一般家庭の親の感想として雑誌VERY（2012年）によると、「お金の苦しい家庭があるのは知っています。実際子どもの行っている公立小学校にもそういった子がいるんです。でも、それって親がきちんと働こうとしていないのでは？一人で働きながら子どもを立派に育てている人だっていっぱいいると思うので、厳しいようだけど努力不足な気がします。」（8歳女の子のママ）といった会話が掲載されている。日本の「子どもの貧困」について、まだまだ親の努力不足であるといった感想が述べられているのは驚きであるが、「相対的貧困」に対する一部の率直な感想なのかもしれない。日本の貧困は経済的な困難だけに終わることなく、不健康、虐待・ネグレクト、親の長時間労働、親のストレス、子どもの発達、無力感・ボイスレス、親族・近隣からの孤立、不十分な衣食住といった車の外輪のごとく、複雑・多様な影響を及ぼしているとのことである。日本の貧困問題の特徴として、①継続的な貧困率の

低下、②貧困家庭における就労率の高さ（ワーキングプアの多さ）、③ひとり親家庭の貧困率の高さ、④母親（女性）の貧困、⑤所得再分配機能の課題、⑥教育費などの私費負担分の高さなどがあげられる。このような特徴は、最近の子どもの相対的貧困率（平成26年7月）の報告にも子どもの貧困率は16.3%と平成21年の調査よりも0.6%上昇し、6人にひとりの子どもが貧困であり、日本全体では人口規模で約325万人もの子どもたちが、30人クラスでは5人が貧困といった確率で存在していることになる。少子化が急激に進む中で子どもの貧困は増加の一



写真3 山野良一社会保育学科教授の基調報告



写真4 総合司会の松倉

途をたどっていることになる。こうしたことから、山野氏は「子どもの貧困を押しつける国・日本」という著書で、「現代の子どもたちは消費社会に暮らしています。・・・低所得家庭の子どもたちも他の子どもと同じように消費文化に染まっており、ブランドものの衣類や流行のアクセサリを身にまといたいと望んでいます。それは、いじめや差別から身を守るためにも大切であり、仲間集団に溶けこみ自尊心を保つ手段でもあるからです」と述べている。さらに著者は、「そこでは、貧困というだけ、必要なものが買えないというだけでいじめや差別が生まれるかも

もしれませんし、自分が貧困であること、お金の困っていることを他の人に知られたくないのだと思います。さらに言えば、その結果として、友人などとのつながりが切れたり孤立しがちになり、本当にひとりぼっちで貧困に陥ってしまうのです」とも述べている。

ユニセフ（2007）の子どもの貧困の定義によると「国連総会は、子どもたちが経験する貧困の特殊さにかんがみ、“子どもの貧困”とは単にお金がないということだけでなく、国連子どもの権利条約に明記されているすべての権利の否定と考えられる、との認識を示した。この新しい定義によれば、“子どもの貧困”の測定は、一般的な貧困のアセスメント（しばしば所得水準が中心となる）といっしょにすることはできない。栄養、飲料水、衛生設備、住居、教育、情報などの基本的な社会サービスを利用できるかどうかも考慮に入れる必要がある」と述べている。つまり、お金がないという所得の貧困と社会サービスを利用できないという両面があいまって、「子どもたちの精神的、肉体的、情緒的な発達に計り知れない影響を及ぼしている」（ユニセフ2007）ということになる。

とりわけ、日本は先進国の中でも一番、大学に行きにくい国であることが大きな問題となっている。アメリカの学費も高いが、生活費を含めたり、奨学金を考慮に入れたりすると、日本は学生たちの自己負担分の大きさは、先進国で一番ということになる。

「子どもの貧困」を解決する糸口としては、子どもの存在そのものが社会連帯の「かすがい」であり、社会全体がひとりひとりの子どもの親という「社会の子ども」という考え方が必要になる。したがって、自治体が子どもの貧困対策を推進すべき条例制定が必要になるのであり、その効果は以下のようなものとなる。

- 1) 貧困の中にある子どもの支援は子どもと保護者の暮らしと気持ちの安定につながり、自治体と地域住民が協力することは、子どもと保護者が暮らす地域のつながりを強めることになる。
- 2) 子どもの貧困対策により、貧困の連鎖を防ぐことができれば、未来の納税者が増えることになる。
- 3) 貧困対策の充実は、子育て世帯が住みたい町になり、少子化を防ぎ、住民みんなにとってもいざというときの安心になる。（日弁連法務研究財団、子どもの貧困対策推進条例 研究班）

また、「児童館を活用した子ども食堂の取り組み」として、旭川大学短期大学部清水冬樹准教授による実

実践報告があった。子ども食堂は、経済的な厳しさや親が仕事による不在などで孤食に悩む子どもに食を提供する活動として全国的に広がっているが、旭川市内にも5カ所ある。このうち、市内北門町では月1回のペースで開催され、小中学生20人ほどが利用している。一定の所得を下回るひとり親家庭に支給される児童扶養手当の受給者数は市内には4437名（2015年度）いるとのことである。子ども食堂に公的な支援を求める声もあって、市は1カ所に付き年間3万円の補助を盛り込むこととなった。清水氏の調査によると所得水準の低い子は自己肯定感も低い傾向にあるといい、「自信を育て、社会で活躍する未来を思い描けるようにするのが大切」と強調した。子ども食堂とは、単なる食の提供にとどまらず、子どもの居場所でもあり、子どもたちの思いや意見を聞くことができ、学習支援にもつながっていることもある。今後、継続的な取り組みとしながら、日常的な支援につなげ、高校中退者などの「自立支援ホーム」の設置など、子ども支援の文化を根付かせることの重要性を報告した。

4. 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2016 宝塚に参加

2016年10月8～9日に「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2016宝塚が「子ども支援・子育て支援と子どもにやさしいまちづくり」を全体テーマとして開催された。「子どもの貧困解決に求められる5つの『しにくさ』の克服」と題し、東洋大学の森田明美教授の基調講演が行われた。近年、子どもの貧困がようやく日本の抱える課題として顕在化されてきたが、子どもの貧困問題がなぜ解決に向かわないかについて貧困対策の不備・不足と保護者支援の限界という視点からの課題提起がなされた。北九州市、足立区の貧困対策の取り組みや特定非営利活動法人「こどもの里」の報告とシンポジウムがあった。日本で一番不安定雇用と子どもの貧困が集中している釜ヶ崎での活動をしている荘保さんの「子どものいのちをど真ん中におく」という発言に感銘を受けた。9日には第6分科会のコーディネーターを松倉が担当した。詳細は子どもの権利研究28号、「子どもが拓く」（子どもの権利条約総合研究所編集、日本評論社、2017年2月、166頁～233頁）を参照。

5. アジア子どもの権利フォーラムに参加

2016年11月23～25日、アジア子どもの権利フォーラムがインドネシア政府、バリ州、ギャニャール県などの全面的な協力の下、盛大に開催された。インドネシア政府関係省庁約60人、インドネシア自治体関係者約400人、日本、韓国、モンゴル、ネパール、インド、フィリピンなどの専門家、NGOの参加があった。全体テーマは「子どもにやさしいまちづくりと子どもの最善の利益の実現」であり、子どもの最善の利益は法解釈の基本原則であるだけでなく、手続き規則でもあり、その際に子どもの意見を尊重しなければならない。また、子どもにやさしいまちはユニセフが定義するように、地方自治の下で子どもの権利条約を実現する取り組みであり、すべての人にやさしいまちである。インドネシアではジョコ・ウィドト現大統領の9つの優先課題にみられる政府の政策・活動・計画立案・予算等において子どもに関わる問題が主流に位置づけられ、いわゆる「子どもにやさしい国づくり」が国・地方レベルで緊密な調整が行われていることは驚きでもあった。詳細は前掲子どもの権利研究28号、（子どもの権利条約総合研究所編集、日本評論社、2017年2月、102頁～154頁）を参照していただきたい。

6. 日韓の教育実践の比較研究

2017年3月19日～22日に本学の松倉と黄教授が韓国の光州市教育庁を訪ね、教育監との面談、児童生徒人権政策関係者との懇談会、ブルンクム創作学校、青少年ライフデザインセンターなどの子ども支援関連機関を訪問する予定である。また、光州市の子どもにやさしいまちづくり事業の関係者・子ども議会の事務局をも訪ねる予定であり、その成果をも報告したい。

